

低木植樹帯内根元確認工 特記仕様書

横浜市道路・交通政策局

令和8年4月

1 作業仕様

- (1) ベッコウタケの発生、根際の著しい腐朽など異常の有無の確認を主な目的とする。
- (2) 周囲に密生する低木により、植樹帯の外から高木の根元を視認できない場合に、低木を手でかき分けるなどして、高木の根元を確認する。
- (3) ベッコウタケ以外の生立木腐朽の根株心材腐朽菌（コフキタケ、マンネンタケ）の確認は判別が難しいため標準的な仕様としては求めない。もし、発見できた場合は報告すること。
- (4) ベッコウタケなどの異常を発見した場合はビニールテープで巻くなど後で監督員が確認しやすいように木に印をつける。
- (5) 除草・低木刈り込み作業時に本作業を行うかどうかは、路線ごとに監督員と協議すること。

2 作業条件

- (1) 特別な知識がなくともベッコウタケの幼菌・子実体の確認しやすい6－9月の作業を想定している。それ以外の時期の作業ではベッコウタケの認識ができず、ベッコウタケの確認漏れが生じる可能性があるため、基本的には行わない。
- (2) 除草や低木刈り込み作業などで現地に行った際に併せて確認をする。そのため、除草や刈込などを伴わず根元確認だけのために現地に行く必要がある場合は本作業の対象とならない。

3 注意事項

以下の作業は、共通仕様書に異常の報告を定めており、本作業の対象とならないため注意すること。

(1) 高木の剪定作業を行う場合

(参考) 街路樹維持業務委託共通仕様書 第4章 剪定・刈り込み
第34条 (基本的考え方)

- 11 樹木に材質腐朽菌によるキノコの発生、幹や根元の大きな腐朽・空洞(うろ)、不自然な揺らぎ、傾斜等の異常を発見した場合は、監督員に速やかに報告すること。

(2) 除草・草刈・刈込などを作業する植樹帯の高木の根元が密生する低木に覆われていない場合

(参考) 街路樹維持業務委託共通仕様書 第1章 総則 第1節 一般事項
第8条 (街路樹の異常発見時の報告)

- 受託者は、作業中に街路樹の枯れや病害虫の発生などの異常に気付いた場合は、速やかに監督員へ連絡すること。